

平成 28 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

模倣被害に対する主要各国による措置及び対策
に関する実態調査報告書

平成 29 年 3 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

概括表

水際措置に関する規定の有無 (上段: 申立による差止、下段: 職権による差止)																
	特許権			実用新案権			意匠権			商標権			著作権			
	輸入	輸出	トランジット	輸入	輸出	トランジット	輸入	輸出	トランジット	輸入	輸出	トランジット	輸入	輸出	トランジット	
米国	x	x	x	-	-	-	x	x	x	o	o	△	o	o	△	
	△	x	x	-	-	-	△	x	x	o	o	△	o	o	△	
オーストラリア	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	o	x	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	o	x	x	
英国	o	o	o	-	-	-	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	-	-	-	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
中国	o	o	△	o	o	△	o	o	△	o	o	△	o	o	△	
	o	o	△	o	o	△	o	o	△	o	o	△	o	o	△	
韓国	o	o	o	△	△	△	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	△	△	△	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
EU	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
カナダ	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	x	o	o	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	x	o	o	x	
チリ	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	△	△	△	△	△	△	
メキシコ	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
ペルー	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
ニュージーランド	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	o	o	x	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	o	o	x	o	
台湾	o	x	x	o	x	x	o	x	x	o	o	△	o	o	△	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	△	o	o	△	
フィリピン	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	
	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	
ベトナム	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
タイ	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
マレーシア	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	o	x	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	x	x	x	
シンガポール	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	o	x	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
インドネシア	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	x	o	o	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	x	o	o	x	
カンボジア	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	x	o	o	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	△	o	x	△	
ミャンマー	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
ラオス	o	△	△	o	△	△	o	△	△	o	o	o	o	o	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
ブルネイ	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	o	o	x	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	
UAE	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
トルコ	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
日本	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	
	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	

概括表

	水際措置について			刑事措置について				民事措置について			模倣被害の実態把握状況*3	
	税関登録制度	破産までの費用負担	税関における差止件数の統計調査の有無	営業秘密の不正取得*1	不正ラベル等の故意の使用*1	映画盗撮*1	刑事措置に関する統計調査の有無	法定損害賠償制度*2	追加的損害賠償	民事措置に関する統計調査の有無	模倣被害の実態把握調査	模倣被害の損害額の推定
米国	商標権 著作権	財務没収基金	あり	○	○	○	あり	あり	あり	なし	なし	なし
オーストラリア	商標権 著作権	権利者	なし	○	○	○	なし	あり	あり	なし	なし	なし
英国	特許権 意匠権 商標権 著作権	歳入関稅庁	あり	○	○	○	なし	あり	なし	なし	なし	なし
中国	専利権(特実意) 商標権 著作権	権利者	あり	○	○	○	あり	あり	あり(商標権)	あり	あり	なし
韓国	特許権 意匠権 商標権 著作権	輸出入者 (原則)	あり	○	○	○	あり	あり	なし	なし	あり	あり (非公開)
EU	特許権 実用新案権 意匠権 商標権 著作権	税関当局	あり	各加盟国による				各加盟国による			—	—
カナダ	商標権 著作権	権利者	なし	×	○	○	あり	あり	あり	なし	—	—
チリ	なし	事案により異なる	あり	○	○	○	あり	あり	なし	なし	—	—
メキシコ	商標権	刑事事件: 刑事当局 行政事件: 権利者	あり (非公開)	○	○	×	なし	あり	なし	なし	—	—
ペルー	商標権 著作権	権利者又は輸出入者	なし	×	○	○	なし	あり	なし	なし	—	—
ニュージーランド	商標権 著作権	権利者	なし	○	○	×	なし	あり	あり(著作権)	なし	—	—
台湾	商標権 著作権	被差押人	あり	○	○	○	あり	あり	あり	あり	—	—
フィリピン	特許権 実用新案権 意匠権 商標権 著作権	輸入者又は輸出入者	あり	○	○	○	あり	あり	あり	あり	—	—
ベトナム	特許権 実用新案権 意匠権 商標権 著作権	侵害: 侵害者 非侵害: 権利者	あり	×	○	×	なし	あり	なし	なし	—	—
タイ	商標権 著作権	輸入者	あり (非公開)	○	○	○	あり (非公開)	あり	あり	あり (非公開)	—	—
マレーシア	なし	権利者	なし	×	○	○	あり (非公開)	あり	あり	あり (非公開)	—	—
シンガポール	なし	権利者	あり (非公開)	○	○	○	あり	あり	あり (著作権のみ)	なし	—	—
インドネシア	なし	規定なし	なし	○	○	○	なし	あり	なし	なし	—	—
カンボジア	なし	規定なし	なし	×	○	○	なし	あり	なし	なし	—	—
ミャンマー	商標権	税関	なし	○	○	×	なし	あり	なし	なし	—	—
ラオス	なし	侵害: 侵害者 非侵害: 権利者	なし	○	○	○	なし	あり	なし	なし	—	—
ブルネイ	なし	規定なし	なし	×	○	○	なし	あり	明確な規定なし	なし	—	—
UAE	商標権	侵害品の所有者	あり (原則非公開)	×	○	×	なし	あり	なし	なし	—	—
トルコ	特許権 実用新案権 意匠権 商標権 著作権	税関	あり (原則非公開)	○	○	○	あり (非公開)	あり	あり (著作権のみ)	なし	—	—
日本	なし	税関	あり	○	○	○	あり	あり	なし	あり	あり	あり

*1 一設法による対応も含まれる

*2 各国毎に内容が異なる

*3 米国、オーストラリア、英国、中国、韓国、日本について調査

16 マレーシア

16.1 エンフォースメントに係る制度の内容及び運用状況

(1) 概要

マレーシアは知的財産裁判所の設置や海賊版に対する著作権保護の取り組み、エンフォースメントの強化等、知的財産権保護の強化を進めており、2012年には、米国通商代表部（USTR）が発行しているスペシャル301条年次報告書の監視リストから削除されている。

ア マレーシアにおける侵害対策関連機関

模倣品対策に係る主な行政機関としては、以下のものがある。

表1 模倣品対策に係る主な行政機関

行政機関	英文名称（略称）	主な役割
マレーシア知的財産公社	The Intellectual Property Corporation of Malaysia (MyIPO)	特許、意匠、商標、地理的表示、半導体回路配置設計、及び著作権の知的財産権の登録手続、管理及び教育奨励事業を担当する
国内取引・協同組合・消費者保護省	The Ministry of Domestic Trade, Co-operatives and Consumerism(MDTCC)	MDTCCはMyIPOも傘下に持つ経済産業にかかわる行政組織であるが、法執行部門を有し、知的財産権の保護、消費者の権利保護、商品の供給と価格の監督を行う
マレーシア警察	Royal Police of Malaysia(RMP)	MDTCCの模倣品及び海賊品に対する法執行手続を支援する
マレーシア税関局	Royal Malaysian Custom Department (JKDM)	通関処理、徴税、国家の安全保障対策を行い、模倣品に対する国境対策も担当する

また、MDTCCの事務局長が率いる政府及び民間の執行機関又は団体から構成される著作権特別タスクフォースがある。著作権特別タスクフォースは1994年4月に海賊版対策の機関としてマレーシア政府により設立された。タスクフォースは、知的財産権の保護又はその法律の執行に係る様々な政府機関の権限の確認、著作権侵害行為を抑制するための共同活動の計画・立案等を行っている。

イ 行政措置について

マレーシアの知的財産侵害案件の取締りは主としてMDTCCにより行われるが、著作権侵害については警察も取締り権限を有する。

行政措置で利用できる救済措置は、以下のものがある。

- ・ 2011年取引表示法、1987年著作権法、2000年商標（改正）法の規定を適用した輸入の禁止
- ・ 侵害品の捜索押収を含む強制捜査（レイド）
- ・ 押収された侵害品の没収
- ・ 違反に対する反則金の支払い（取引表示違反の場合）
- ・ 侵害者に対する刑事訴追

行政措置・刑事訴訟を通じた知的財産権のエンフォースメントは、以下のものを対象

とする場合に限定される。

- ・2011年取引表示法に準拠した商標（登録の有無を問わない）
- ・1987年著作権法に準拠した著作権
- ・2000年光ディスク法
- ・2010年取引表示（光ディスクラベル）令

2000年光ディスク法は光ディスクによる海賊版対策のための主要な知的財産関連法の一つである。光ディスクの製造者はライセンスを取得することが義務付けられており、ライセンスを取得しない場合は法律違反となる。また、ライセンスは特定の場所又は施設に対し付与されるため、ライセンスが付与された施設以外での光ディスクの製造は法律違反となる。ライセンスが付与された製造者には個別の製造者番号が割り振られ、光ディスクの製造時に製造者番号の光ディスクへの埋め込みが義務付けられている。これにより、執行機関は海賊版の製造元を突き止めることができる。

16.1.1 水際措置の内容及び実施状況

(1) 対象

水際措置の対象となる知的財産権は、商標権及び著作権であり、原則として商標法及び著作権法に基づく所定の書式での権利者による適切な申請により水際措置が開始される。すなわち、通常は当局の職権のみに基づく水際措置は開始されない。ただし、登録商標の模倣については、入手した確かな証拠（疎明）に基づき商標法第70C条に規定される当局の職員が自主的にそれらを差押え、留置することができる（商標法700条）。マレーシアの現行法では輸入のみが差止の対象であり、輸出品、トランジット品には水際取締措置は適用されない。

表2 水際措置に関する規定の有無¹

		特許	実用新案	意匠	商標	著作権
輸入	申立差止	×	×	×	○ ^{*1}	○ ^{*2}
	職権差止	×	×	×	○ ^{*3}	×
輸出	申立差止	×	×	×	×	×
	職権差止	×	×	×	×	×
トランジット	申立差止	×	×	×	×	×
	職権差止	×	×	×	×	×
税関登録制度		×	×	×	×	×

*1 根拠となる規定は、商標法第70D条

*2 根拠となる規定は、著作権法第39条

*3 根拠となる規定は、商標法第700条

¹ なお、水際措置の有無の判断は、基本的に質問票調査の回答及びその根拠となる規定の有無に基づく。表2では、根拠となる規定を確認できた場合は「○」とし、根拠となっている規定がない又は不明であるが運用で差止に限らず何らかの取締りを行っている場合は「△」とした。また、根拠となる規定がない又は確認できず、かつ質問票調査等でも確認できなかったものを「×」とした。なお、これらの取締り主体は税関に限らない。加えて、表内の「税関登録制度」は、対象となる権利に関する情報を税関に独自に登録することができる場合を○とした。

(2) 水際措置の主な担保法について

水際措置に関する主な担保法は、商標法、著作権法である。主な関連規定を以下に挙げる。

<Trade Marks Act 1976>

Section 70C. Interpretation

In this Part, unless the context otherwise requires—

“authorized officer” means—

- (a) a proper officer of customs as defined under the Customs Act 1967 [Act 235]; or
- (b) any public officer or any person in the employment of the Corporation appointed by the Minister by notification in the Gazette to exercise the powers and perform the duties conferred and imposed on an authorized officer by this Part;

“counterfeit trade mark goods” means any goods, including packaging, bearing without authorization a trade mark which is identical with or so nearly resembles the trade mark validly registered in respect of such goods, or which cannot be distinguished in its essential aspects from such a trade mark, and which infringes the rights of the proprietor of the trade mark under this Act;

“goods in transit” means goods imported, whether or not landed or transshipped within Malaysia, which are to be carried to another country either by the same or another conveyance;

“import” means to bring or cause to be brought into Malaysia by whatever means;

“retention period”, in relation to seized goods, means—

- (a) the period specified in a notice given under section 70G in respect of the goods; or
- (b) if the period has been extended under section 70G, that period so extended;

“security” means any sum of money in cash;

“seized goods” means goods seized under section 70D.

<商標法 1967 年²>

第 70C 条 解釈 この部においては、文脈上別段の解釈を必要としない限り、「権限ある公務員」とは、

- (a) 1967 年関税法において定義されている本来の税関職員、又は
- (b) この部において権限ある公務員に与えられる権限を行使し、かつ、課される義務を履行すべき者として官報における告示により大臣に任命される公務員をいう。

² 日本特許庁ウェブサイト 外国産業財産権制度情報掲載の翻訳を引用 URL : <https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/malaysia/shouhyou.pdf> (最終アクセス日 : 2017 年 3 月 13 日)

「偽造商標商品」とは、ある商品について適法に登録されている商標と同一の若しくは類似する、又は当該商標と本質的部分において区別し得ない商標であって、本法に基づく当該商標の所有者の権利を侵害するものが、許可なく付されている商品(包装を含む。)をいう。

「通過商品」とは、マレーシアにおいて陸揚げされるか否か又は積み替えられるか否かを問わず、同一の輸送手段によるか又は別の輸送手段によって他国に運ばれる予定で一時的にマレーシアに搬入される商品をいう。

「輸入」とは、輸送手段如何を問わずマレーシアに運び込む又は運び込ませることをいう。

「留置期間」とは、押収された商品に関して、

- (a) 第 70G 条に基づき与えられる通知において指定される期間、又は
- (b) 第 70G 条に基づきその期間が延長された場合は、その延長された期間をいう。

「担保」とは、何らかの金額の現金をいう。

「押収商品」とは、第 70D 条に基づき押収された商品をいう。

Section 70D. Restriction on importation of counterfeit trade mark goods

- (1) Any person may submit an application to the Registrar stating—
 - (a) that he is the proprietor of a registered trade mark or an agent of the proprietor having the power to submit such application;
 - (b) that, at a time and place specified in the application, goods which, in relation to the registered trade mark, are counterfeit trade mark goods are expected to be imported for the purpose of trade; and
 - (c) that he objects to such importation.
- (2) An application under subsection (1) shall be supported by such documents and information relating to the goods as to enable them to be identified by the authorized officer, and accompanied by such fee as may be prescribed.
- (3) Upon receipt of the application under subsection (1), the Registrar shall determine the application, and the Registrar shall within a reasonable period inform the applicant whether the application has been approved.
- (4) In determining the reasonable period under subsection (3), the Registrar shall take into consideration all relevant circumstances of the case.
- (5) An approval under subsection (3) shall remain in force until the end of the period of sixty days commencing on the day on which the approval was given, unless it is withdrawn before the end of that period by the applicant by giving a notice in writing to the Registrar.
- (6) Where an approval has been given under this section and has not lapsed or been withdrawn, the importation of any counterfeit trade mark goods into Malaysia for the duration of the period specified in the approval shall be prohibited.
- (7) Upon giving his approval under subsection (3) the Registrar shall immediately take the necessary measures to notify the authorized officer.
- (8) Where an authorized officer has been notified by the Registrar, he shall take the necessary action to prohibit any person from importing goods identified in the

notice, not being goods in transit, and shall seize and detain the identified goods.

第 70D 条 偽造商標商品の輸入についての制限

- (1) 何人も、次のことを明記した申請書を登録官に提出することができる。
 - (a) その者がある登録商標の所有者又は当該申請書提出の権限を与えられている所有者の代理人であること
 - (b) 当該申請書に特定された時と場所において、当該登録商標に関し偽造商標商品である商品が取引目的で輸入されようとしていること、及び
 - (c) その者は当該輸入に異議を申し立てること
- (2) (1)に基づく申請書には、その裏付けとして、権限ある公務員が当該偽造商標商品を特定するための当該商品に関する書類その他の情報を添付すると共に、所定の手数料を納付しなければならない。
- (3) (1)に基づく申請書を受領したときは、登録官は、その申請に対する決定を行ない、当該申請を承認するか否かを合理的な期間内に申請人に通知するものとする。
- (4) (3)に基づく合理的な期間を判断するに際し、登録官は、当該申請に関係する一切の事情を考慮するものとする。
- (5) (3)に基づく承認は、当該承認が与えられた日から 60 日が経過するまで効力を持続する。ただし、その期間が満了する前に申請人が登録官に対し書面で当該申請を取り下げた場合はこの限りでない。
- (6) 本条に基づいて承認が与えられ、かつ、それが失効せず又は取り下げられることもない場合は、当該偽造商標商品のマレーシアへの輸入は、当該承認において指定された期間中禁止される。
- (7) 登録官は、(3)に基づく承認を与えたときは直ちに、権限ある公務員に対してその旨を通知するために必要な措置を取るものとする。
- (8) 権限ある公務員が登録官からの通知を受けた場合は、当該公務員は、その通知において特定された商品（通過商品は除く。）を何人かが輸入することを禁止するために必要な措置を取るものとし、また当該商品を押収し、かつ、留置する。

Section 70o. Ex officio action

- (1) Any authorized officer may detain or suspend the release of goods which, based on prima facie evidence that he has acquired, are counterfeit trade mark goods.
- (2) Where such goods have been detained, the authorized officer—
 - (a) shall inform the Registrar, the importer and the proprietor of the trade mark; and
 - (b) may at any time seek from the proprietor of the trade mark any information that may assist him to exercise his powers.
- (3) Subject to section 70J, an importer may lodge an appeal against the detention of goods or suspension of the release of goods under subsection (1).
- (4) The authorized officer shall only be exempted from liability if his actions under subsection (1) are done in good faith.

第 70o 条 職権による措置

- (1) 権限ある公務員は、自己の得た一応の証拠に基づいて偽造商標商品と認められる商品を留置し又はその商品の引渡しを留保することができる。
- (2) 当該押収商品が留置された場合は、権限ある公務員は、
 - (a) 登録官、輸入者及び関係商標の所有者にこれを通知するものとし、かつ、
 - (b) いつでも、関係商標の所有者に対して、自己の権限を行使する上で役に立つ情報を求めることができる。

- (3) 第 70I 条に従うことを条件として、輸入者は、(1)に基づく商品の留置又は商品の引渡しの留保に対して上訴することができる。
- (4) 権限ある公務員は、(1)に基づく行為を誠実に行った場合は、その責任を問われない。

< Copyright Act 1987 >

Section 39. Restriction on importation of infringing copies

- (1) The owner of copyright in any work, or any person authorized by him, may make an application to the Controller to request that during a period specified in the application copies of the work to which this section applies be treated as infringing copies.
- (1A) The application under subsection (1) —
- (a) shall be in such form as may be prescribed;
 - (b) shall state that the person named in it is the owner of the copyright; and
 - (c) shall be supported by such documents and information, and accompanied by such fee, as may be prescribed.
- (2) This section shall apply to any copy of a work made outside Malaysia the making of which was carried out without the consent or licence of the owner of the copyright in the work.
- (2A) Upon receipt of the application under subsection (1), the Controller shall determine the application and the Controller shall within a reasonable period inform the applicant by a written notice whether the application has been approved and specify the period during which the copies shall be treated as infringing copies.
- (3) Where the application is approved by the Controller in respect of a work and the application is not withdrawn, the importation of any infringing copies into Malaysia for the duration of the period specified in the Controller's notice shall be prohibited: Provided that this subsection shall not apply to the importation of any copy by a person for his private and domestic use.
- (4) (Deleted by Act A1082).
- (5) The Controller shall require any person making an application under subsection (1) —
- (a) to deposit a security which in the Controller's opinion is sufficient to reimburse the Government for any liability or expenses which may be incurred in consequence of the detention at any time within the period specified in the Controller's notice of any infringing copies or in consequence of anything done in relation to a copy so detained; and
 - (b) whether or not a security is given, to keep the Controller indemnified against any liability or expenses referred to in paragraph (a).
- (6) Any Assistant Controller, police officer not below the rank of Inspector or any

- officer of Customs may search for and seize any infringing copies which are prohibited from being imported into Malaysia under subsection (3).
- (7) Whenever any infringing copies are seized under this section, the seizing officer shall forthwith give notice in writing of such seizure and the grounds thereof to the owner of the infringing copies if known, either by delivering such notice to him personally or by post at his residence, if known: Provided that such notice shall not be required to be given where such seizure is made on the person, or in the presence of the offender or the owner or his agent, or in the case of a vessel or aircraft, in the presence of the master or pilot, as the case may be.
- (8) Infringing copies shall be liable to forfeiture as if they were prohibited goods under the law relating to Customs.
- (9) The Minister may make such regulations as he thinks necessary or expedient for the purpose of this section.

<著作権法 1987 年³>

第 39 条 侵害複製品の輸入の制限

- (1) 著作物に対する著作権の所有者、又は所有者により授権された者は、著作権管理官に対し、申請書に明記された期間中は、本条の適用対象となる著作物の複製物を侵害複製物として扱うことを要請する申請をすることができる。
- (1A) 第 1 項に基づく申請書は、以下の通りとする。
- (a) 所定の形式による。
- (b) 申請書に記載された者が著作権の所有者であることを記載する。
- (c) 所定の文書及び情報を裏付の証拠とし、所定の料金を添付する。
- (2) 本条は、マレーシア国外で作成され、その作成が著作物に対する著作権の所有者の承諾又はライセンスを得ずに行われた著作物の複製物に適用される。
- (2A) 第 1 項に基づく申請を受領すると、管理官は、申請について判断し、妥当な期間内に申請が承認されたかどうかについて、通知書により申請者に通知し、複製物が侵害複製物として取り扱われる期間を指定する。
- (3) 管理官がある著作物に関して申請を承認し、申請が取下げられない場合、長官の通知に明記された期間は、マレーシアへの侵害複製物の輸入は禁止される。ただし、本項は、ある者による私的及び家庭内使用のための複製物の輸入には適用されない。
- (4) (法 A1082 により削除された)
- (5) 管理官は、第 1 項に基づき申請をする者に以下を求める。
- (a) 管理官が、管理官による侵害複製物に係る通知に明記された期間内の留置の結果として、又はそのようにして留置された複製物に関して行われたことの結果として発生する債務又は費用を政府に補償するために十分だと考える担保を供託すること。
- (b) 担保が提供されたか否かにかかわらず、管理官に第 a 号にいう債務又は費用を補償すること
- (6) 副管理官、警部補のランク以上の警察官又は税関職員は、第 3 項に基づきマレーシアへの輸入が禁じられている侵害複製物を捜索及び差押えすることができる。
- (7) 侵害複製物が本条に基づき差押えられる場合は、差押えをする職員は、侵害複製物の所有者が判明している場合には、本人に渡すことにより又は居住地に郵便により当該差押え及びその理由について書面により通知する。ただし、当該差押えがその者の近くで、又は違反者、所有者若しくは代理人の立会いの下でなされた場合、又は船舶若しくは航空機の場合には、船長若しくはパイロットの立会いの下でなされた場合は、当該通知をする必要はない。
- (8) 侵害複製物は、関税に関連する法律に基づき、禁制品であるものとして没収される。
- (9) 大臣は、本条の適用上、必要又は便宜的だと考える規則を策定することができる。

³ マレーシア著作権法の日本語訳は、本調査のための仮訳である。以下同じ。

(3) 税関登録制度

マレーシアでは、水際取締に関する税関における知的財産権の登録制度はない。また、税関において輸入禁止に関する権利や特定情報を直接記録するシステムはない。税関では商標又は著作権許可（例えば、商標登録されている及び著作権管理されている）を参考にと締をしているのみである。

(4) 税関における模倣品の差止から処分までのフロー

以下、税関における模倣品の差止から処分に係る手続の概要につき、商標権の場合及び著作権の場合それぞれについて記載する。

手続	手続の説明
1. 権利者からの申し立てによる輸入差止	登録商標の所有者が、マレーシア知的財産公社（以下「MYIPO」）に申請様式 TM 30（模倣商標商品の輸入制限の申請）を提出する。公的申請手数料は 130 リンギット（電子申請）又は 140 リンギット（紙申請）である。
2. 商標登録官による申請処理の開始	商標登録官が申請様式30を受領すると、MYIPOは、申請について判断し、申請が承認されたかどうかを申請者に通知する。承認は、承認日から60日間有効となる。
3. 担保の供託	真正が承認されると、登録官は、申請者に対して、マレーシア税関（「RMC」）による押収の結果として政府に発生する債務又は費用を政府に賠償するのに十分な金額の担保を供託することを求める。担保は、濫用を阻止し、輸入業者を保護するため、又は裁判所が命じる補償を支払うためのものでもある。
4. 侵害商品の検査、特定及び留置	登録官は、RMC に通知し、侵害商品を特定し、その輸入を禁止し、留置又は押収する。
5. 商標登録官に差押通知	侵害商品の押収後は、RMCは、登録官、輸入業者及び申請者に対して押収の事実を通知をする。
6. 侵害訴訟の提起	申請者は、差押通知に記載された期間内に侵害訴訟を提起する必要がある。訴訟が提起されない場合、差止された商品は解放される。

図1 <商標権について>商標法第70条Cから第70条P条による差止から処分までの流れ⁴

侵害訴訟の結果没収を命じられた模倣品は、裁判所が命じる方法で処分される（商標法第70M条）。

⁴ 質問票調査に基づく情報による。

手続	手続の説明
1. 権利者からの申し立てによる輸入差止	著作物に対する著作権の所有者、又は所有者により授権された者は、著作権管理官に対し、申請書に明記された期間中は、本条の適用対象となる著作物の複製物を侵害複製物として扱うことを要請する申請をすることができる。申請書は、管理官の決定に記載されている文書及び情報を裏付の証拠とし、所定の料金が支払われなければならない。
2. 管理官による決定の開始	各著作物については、個別に申請が行われなければならない。管理官によって申請が受理、決定、承認され、かつ申請が撤回されない場合は、管理官は、通知に明記されている期間は（マレーシアに入国してくるものの全てについて）マレーシアへの侵害複製物の輸入が禁じられる旨の通知を交付する。
3. 申請による又は職権の行使による被疑品の発見	（「著作権管理官」が長官をも務めるマレーシア知財公社により任命された）副管理官、警部補のランク以下の警察官又は税関職員は、侵害被疑品を捜索及び差押えすることができる。侵害被疑品が差押えられると、差押を行った職員は、侵害被疑品の所有者が判明している場合には、本人に渡すことにより又は居住地に郵便により当該差押え及びその理由について書面により通知しなければならない。
4. 担保の供託	申請者は、通知に明記された期間について侵害被疑品の留置の結果として発生した債務又は費用を政府に補償するために十分だとみなされる担保を供託する必要がある、管理官には、あらゆる債務又は費用が賠償される必要もある。担保供託金を支払わないと、通知は撤回されたものとみなされる。
5. 著作権の証明	申請には必ず著作物の所有権を十分に証明するものが添付されなければならない。所有者は、管理官が求める証拠も管理官に提出しなければならない。
6. 認定手続の開始	
7. 侵害品の没収及び／又は剥奪	侵害品は、関税法に基づく禁制品であるものとして没収される。

図2 <著作権について>著作権法第39条による差止から処分までの流れ⁵

没収された物品は管理官に引き渡され、管理官はそれらを自身が適切だと考える方法で処分し又はそれらをそれぞれ著作権の最初の所有者、譲渡人又は専用実施権者に引き渡す権限を有する（著作権法第54条(7)）。起訴手続が取られた場合には、裁判所が当該物品の処分について命令をする。

⁵ 質問票調査に基づく情報による。

(5) 費用負担

一般に、水際措置の利用の申請者が商標模倣品又は著作権侵害品の対応費用を負担する（商標法第70D条及び著作権法第39条）。税関が職権による措置を取ることができる場合は定かでないが、税関は、かかった公費を商標の所有者に請求することができる。

商標法第70E条に基づき、申請者は、商品差押えの結果として発生する可能性のある費用の商標登録官への補償、又は、例えば、保留期間内に民事侵害訴訟を提起しない場合に、裁判所から命じられた補償の支払いを求められる。このような補償の命令は、差押えにより損害を受けた者又は輸入業者が裁判所に申請することができる（同法第70K条）。

<Trade Marks Act 1976>

Section 70D. Restriction on importation of counterfeit trade mark goods

- (1) Any person may submit an application to the Registrar stating—
- (a) that he is the proprietor of a registered trade mark or an agent of the proprietor having the power to submit such application;
 - (b) that, at a time and place specified in the application, goods which, in relation to the registered trade mark, are counterfeit trade mark goods are expected to be imported for the purpose of trade; and
 - (c) that he objects to such importation.
- (2) An application under subsection (1) shall be supported by such documents and information relating to the goods as to enable them to be identified by the authorized officer, and accompanied by such fee as may be prescribed.
- (3) Upon receipt of the application under subsection (1), the Registrar shall determine the application, and the Registrar shall within a reasonable period inform the applicant whether the application has been approved.
- (4) In determining the reasonable period under subsection (3), the Registrar shall take into consideration all relevant circumstances of the case.
- (5) An approval under subsection (3) shall remain in force until the end of the period of sixty days commencing on the day on which the approval was given, unless it is withdrawn before the end of that period by the applicant by giving a notice in writing to the Registrar.
- (6) Where an approval has been given under this section and has not lapsed or been withdrawn, the importation of any counterfeit trade mark goods into Malaysia for the duration of the period specified in the approval shall be prohibited.
- (7) Upon giving his approval under subsection (3) the Registrar shall immediately take the necessary measures to notify the authorized officer.
- (8) Where an authorized officer has been notified by the Registrar, he shall take the necessary action to prohibit any person from importing goods identified in the notice, not being goods in transit, and shall seize and detain the identified goods.

＜商標法 1967 年⁶＞

第 70D 条 偽造商標商品の輸入についての制限

- (1) 何人も、次のことを明記した申請書を登録官に提出することができる。
- (a) その者がある登録商標の所有者又は当該申請書提出の権限を与えられている所有者の代理人であること
 - (b) 当該申請書に特定された時と場所において、当該登録商標に関し偽造商標商品である商品が取引目的で輸入されようとしていること、及び
 - (c) その者は当該輸入に異議を申し立てること
- (2) (1)に基づく申請書には、その裏付けとして、権限ある公務員が当該偽造商標商品を特定するための当該商品に関する書類その他の情報を添付すると共に、所定の手数料を納付しなければならない。
- (3) (1)に基づく申請書を受領したときは、登録官は、その申請に対する決定を行ない、当該申請を承認するか否かを合理的な期間内に申請人に通知するものとする。
- (4) (3)に基づく合理的な期間を判断するに際し、登録官は、当該申請に関係する一切の事情を考慮するものとする。
- (5) (3)に基づく承認は、当該承認が与えられた日から 60 日が経過するまで効力を持続する。ただし、その期間が満了する前に申請人が登録官に対し書面で当該申請を取り下げた場合はこの限りでない。
- (6) 本条に基づいて承認が与えられ、かつ、それが失効せず又は取り下げられることもない場合は、当該偽造商標商品のマレーシアへの輸入は、当該承認において指定された期間中禁止される。
- (7) 登録官は、(3)に基づく承認を与えたときは直ちに、権限ある公務員に対してその旨を通知するために必要な措置を取るものとする。
- (8) 権限ある公務員が登録官からの通知を受けた場合は、当該公務員は、その通知において特定された商品（通過商品は除く。）を何人かが輸入することを禁止するために必要な措置を取るものとし、また当該商品を押収し、かつ、留置する。

Section 70E. Security

- (1) The Registrar shall, upon giving his approval under section 70D, require the applicant to deposit with the Registrar a security which in the opinion of the Registrar is sufficient to—
- (a) reimburse the Registrar for any liability or expense it is likely to incur as a result of the seizure of the goods;
 - (b) prevent abuse and to protect the importer; or
 - (c) pay such compensation as may be ordered by the Court under this Part.

第 70E 条 担保

- (1) 登録官は、第 70D 条に基づく承認を与えた場合は、次に掲げることのために十分であると判断する担保を自己に提供するよう申請人に求めるものとする。
- (a) 商品押収の結果として政府が負担することのある債務又は費用についての政府への弁済
 - (b) 濫用の防止と輸入者の保護、又は
 - (c) この部に基づき裁判所から命じられることのある補償の支払

(6) 税関と権利者等の連携について

法制度上、税関と権利者等の連携を定めた仕組みはないが、知的財産権者による税関職員を対象とした研修等が行われており、マレーシア税関は個別の企業や団体から研修への招待があれば、それに応じている⁷。

⁶ 日本特許庁ウェブサイト 外国産業財産権制度情報に掲載の翻訳を引用 URL : <https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/singapore/shouhyou.pdf> (最終アクセス日 : 2017 年 3 月 13 日)

⁷ 外国産模倣対策マニュアル (マレーシア編) (JETRO) (2012 年 3 月) URL : <https://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/manual/pdf/malaysia1.pdf> (最終アクセス日 : 2017 年 3 月 13 日)

(7) 税関における模倣品の差止件数の統計調査について

マレーシアにおいては、税関での模倣品の差止件数に関する統計調査は行っていない⁸。

16.1.2 刑事措置の内容及び実施状況

(1) 概要

マレーシアでは、商標権や著作権侵害を処罰の対象として規定している（商標法第81条、著作権法第41条等）。以下では、特に、営業秘密の不正取得、不正ラベル・不正包装の故意の使用及び映画盗撮に関して記載する。

表3 営業秘密・不正ラベル等・映画盗撮に関する刑事措置の概要

内容	刑事罰規定	国内担保法
営業秘密の不正取得に関する刑事罰規定	なし 契約による民事上の責任のみ	-
不正ラベル・不正包装の故意の使用に関する刑事罰規定	法人の場合、物品1個につき1万5千リングット以下の罰金 個人の場合、物品1個につき1万リングット以下の罰金又は3年以下の禁固 再犯、累犯の場合は刑の加重がある	取引表示法第8条
映画盗撮に関する刑事罰規定	1万リングット以上10万リングット以下の罰金、又は5年以下の禁固	著作権法第43A条

(2) 営業秘密の不正取得に関する刑事罰規定

マレーシアでは、純粋な情報は、財産とはみなされない。営業上の秘密に対する保護は、特定の法律ではなく契約により執行されるので、営業秘密の侵害者に対しては、民事訴訟に基づきマレーシア民事裁判所を介して民事措置を取らなければならない。

(3) 不正ラベル・不正包装の故意の使用に関する刑事罰規定

不正ラベル・不正包装の故意の使用に関しては、取引表示法は虚偽取引表示がされた物品に対する刑事的救済を規定している。同法は2011年11月1日に改正され、以前のものと比べて刑事罰が強化された。

<Trade Descriptions Act 1972>

Section 8. Prohibition on false trade description in relation to trademark

(1) Notwithstanding sections 5 and 6, a trade description shall include an indication, whether direct or indirect, and by any means given, in respect of any goods or parts of goods relating to any rights in respect of trade mark registered under the Trade Marks Act 1976 [Act 175].

(2) Any person who-

(a) applies a false trade description to any goods as if the goods were subject to

⁸ 質問票調査による情報に基づく

- any rights relating to registered trade mark:
- (b) supplies or offers to supply any goods to which a false trade description is applied as if the goods were subject to any rights relating to registered trade mark; or
- (c) exposes for supply or has in his possession, custody or control for supply any goods to which a false trade description is applied, commits an offence and shall on conviction. be liable-
- (A) if that person is a body corporate, to a fine not exceeding fifteen thousand ringgit for each goods bearing the false trade description, and for a second or subsequent offence, to a fine not exceeding thirty thousand ringgit for each goods bearing the false trade description; or
- (B) if that person is not a body corporate, to a fine not exceeding ten thousand ringgit for each goods bearing the false trade description or to imprisonment for a term not exceeding three years or to both, and for a second or subsequent offence, to a fine not exceeding twenty thousand ringgit for each goods bearing the false trade description, or to imprisonment for a term not exceeding five years or to both.
- (3) Any person who applies, supplies or offers to supply, exposes for supply or has in his possession, custody or control for supply any goods bearing an identical mark with the registered trade mark without the consent of the registered owner of the trade mark is deemed to apply, supply or offer to supply goods bearing false trade description unless the contrary is proved.

<取引表示法 1972 年⁹⁾>

第 8 条 商標に関する虚偽取引表示の禁止

- (1) 第 5 条および 6 条にかかわらず、いずれかの物品または物品の一部について、その手段を問わず、取引表示には 1976 年商標法[法律第 175 条]に基づく登録商標の権利に関連する表示を含めなければならない。
- (2)(a) いずれかの物品に、当該物品が登録商標に関する権利の対象であるとの虚偽取引表示を行った者
- (b) 登録商標に関する権利の対象であるとの虚偽取引表示がなされている物品を供給しまたは供給の申し出を行った者
- (c) 虚偽取引表示がなされた物品を供給し、あるいは供給の目的で所持、保管または管理した者は罪を犯したものとし、有罪とされた場合には下記の責任を負う。
- (A) かかる者が法人である場合、虚偽表示がある物品 1 個につき 1 万 5,000 リンギットを超えない罰金を科すものとし、再犯または累犯の場合には虚偽表示がある物品 1 個につき 3 万リンギットを超えない罰金を科すものとする。
- (B) かかる者が法人でない場合、虚偽表示がある物品 1 個につき 1 万リンギットを超えない罰金若しくは 3 年を超えない禁錮またはその双方を科すものとし、再犯または累犯の場合には、虚偽表示がある物品 1 個につき 2 万リンギットを超えない罰金若しくは 5 年を超えない禁錮またはその双方を科すものとする。
- (3) 登録商標の登録所有者が同意した場合を除き、登録商標と同一の商標を物品に表示し、あるいはかかる

⁹⁾ マレーシア取引表示法の条文の日本語訳は、以下のサイト等の日本語訳を引用した。

JETRO ウェブサイト～マレーシア～知財に関する情報～法令等～取引表示法 2011 年

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/my/ip/pdf/tradedescription2011_jp.pdf (最終アクセス日：2016 年 12 月 20 日)

表示をした物品を供給し、供給の申し出を行い、供給のために提供しあるいは供給の目的で所持、保管または管理した者は、これと反する証明がなされた場合を除き、物品に虚偽取引表示を行いあるいはかかる物品を供給し、または供給の申し出を行ったものとみなす。

(4) 映画盗撮に関する刑事罰規定

マレーシアにおいて、映画の全部又は一部を録画するための映写室（映画館又は劇場等）での盗撮は、2012年2月9日の著作権法改正により著作権侵害として罰則規定が設けられた。映画館で記録装置を利用して又は利用しようとして捕まった者は、1万リングット以上10万リングット以下の罰金刑、又は5年以下の拘禁刑又はそれらの併科に処せられる。

<Copyright Act 1987>

Offences relating to anti-camcording

43A.

- (1) Any person who operates an audiovisual recording device in a screening room to record any film in whole or in part shall be guilty of an offence and shall on conviction be liable to a fine of not less than ten thousand ringgit and not more than one hundred thousand ringgit or to imprisonment for a term not exceeding five years or to both.
- (2) Any person who is guilty of an attempt to commit an offence under subsection (1) shall on conviction be liable to a fine of not less than five thousand ringgit and not more than fifty thousand ringgit or to imprisonment for a term not exceeding one year or to both.
- (3) For the purpose of this section—
“audiovisual recording device” means any device which is capable of recording or transmitting a motion picture or any part thereof;
“motion picture” means film;
“screening room” means any venue which is utilized for the exhibition or screening of a motion picture, including a motion picture theatre.

<1987年著作権法>

盗撮禁止に関連する違反行為

第43A条

- (1) 映写室で映画の全部又は一部を記録するために視聴覚録音機器を操作する者は、違反行為により有罪であり、有罪判決が出されたときは、1万リングット以上10万リングット以下の罰金刑又は5年以下の拘禁刑又はそれらの併科に処される。
- (2) 第1項に基づく違反行為の未遂により有罪である者は、有罪判決が出されたときは、5000リングット以上5万リングット以下の罰金刑又は1年以下の拘禁刑又はそれらの併科に処される。
- (3) 本条の適用上、
「視聴覚録音機器」とは、動画又はその一部を記録又は送信できる装置をいう。
「動画」とは、映画をいう。
「映写室」とは、動画の展示又は上映のために利用される場所（映画館を含む）をいう。

(5) 模倣被害に対する刑事措置に関する統計調査について

マレーシアにおいては、模倣被害に対する刑事措置に関する統計調査を行っているが、その結果は公表されていない¹⁰。

16.1.3 民事措置の内容及び実施状況

(1) 概要

マレーシアにおいて、知的財産権の侵害に対して権利者は恒久的差止命令、損害賠償等の民事的救済を得るため民事訴訟を提起することができる。以下では、特に、模倣被害に対する損害賠償制度、追加的損害賠償制度について記載する。

表4 民事措置の概要

内容	損害賠償の内容	規定
法定損害賠償制度	著作権侵害について、各著作物につき2万5千リングット以下(総額50万リングットまで)	著作権法第37条第1項
追加的損害賠償制度	著作権侵害について、侵害行為の凶悪さ等を考慮し、裁判所が適切と判断する額	著作権法第37条第7項

(2) 損害賠償制度、追加的損害賠償について

知的財産権侵害により生じた損害について、権利者は不当利得及び若しくは逸失利益としての賠償額の裁定を受けることができる。

なお、著作権法第37条第1項は、著作権の侵害及び禁止行為について、一著作物につき2万5千リングット以下、ただし総額50万リングットを超えない範囲での法定損害賠償を定めている。また、著作権法第37条第7項は、特に侵害又は禁止行為の凶悪性等を考慮し、裁判所が追加の損害賠償を認めることができることを規定している。

<Trade Marks Act 1976>

Section 70K. Compensation for failure to take action

- (1) Where goods have been seized pursuant to a notice given under section 70D and the applicant fails to take action for infringement within the retention period, a person aggrieved by such seizure may apply to the Court for an order of compensation against the applicant.
- (2) Where the Court is satisfied that the person aggrieved had suffered loss or damage as a result of the seizure of the goods, the Court may order the applicant to pay compensation in such amount as the Court thinks fit to the aggrieved person.

<商標法 1976年>

¹⁰ 質問票調査による情報に基づく

第 70K 条 訴訟不提起による賠償

- (1) 第 70D 条に基づいてなされた申請に従って商品が押収されたが、申請人が留置期間内に侵害訴訟を提起しない場合は、押収により被害を被った者は、申請人に対して損害賠償命令を発するよう裁判所に申し立てることができる。
- (2) 被害者が商品押収の結果として損失又は損害を被ったことを裁判所が認定した場合は、裁判所は、その適当と判断する金額を被害者に賠償するよう申請人に命じることができる。

Section 70L. Actions for infringement of registered trade mark

- (1) If an action for infringement has been instituted by the applicant, the Court may in addition to any relief that may be granted—
 - (a) order that the seized goods be released to the importer subject to such conditions, if any, as the Court thinks fit;
 - (b) order that the seized goods be not released to the importer before the end of a specified period; or
 - (c) order that the seized goods be forfeited, depending on the circumstances of the case.
- (2) The Registrar or the authorized officer is entitled to be heard on the hearing of an action for infringement.
- (3) A Court may not make an order under paragraph (1)(a) if it is satisfied that the Registrar or any authority is required or permitted under any other law to retain control of the seized goods.
- (4) The Registrar shall comply with an order made under subsection (1).
- (5) If—
 - (a) the action is dismissed or discontinued, or if the Court decides that the relevant registered trade mark was not infringed by the importation of the seized goods; and
 - (b) a defendant to the action for infringement satisfies the Court that he has suffered loss or damage as a result of the seizure of the goods, the Court may order the applicant to pay compensation in such amount as the Court thinks fit to that defendant.

第 70L 条 登録商標の侵害に対する訴訟

- (1) 申請人が侵害訴訟を提起した場合は、裁判所は、付与の可能性のある何らかの救済に加えて次のことを命じることができる。
 - (a) 裁判所が適当と判断する条件(あれば)に従って押収商品は輸入者に引き渡されるべきこと
 - (b) 押収商品は、指定期間が経過するまでは輸入者に引き渡されるべきでないこと、又は
 - (c) 押収商品は没収されるべきこと
- (2) 登録官又は権限ある公務員は、侵害訴訟の審理において聴聞を受ける機会を保証される。
- (3) 裁判所は、登録官又は何れかの当局が他の法律に基づいて押収商品を管理することを要求されており又は許容されていると認める場合は、(1)(a)に基づく命令を発することができない。
- (4) 登録官は、(1)に基づいて発せられた命令に従わなければならない。
- (5) 次の場合は、裁判所は、申請人に対して、裁判所が適当と判断する金額を被告に賠償するよう命じることができる。
 - (a) 当該訴訟が棄却され若しくは取り下げられた場合、又は関係する登録商標は押収商品の輸入によって

- 侵害されてはいなかったと裁判所が判断し、かつ
 (b) 当該訴訟の被告が、商品押収の結果として損失又は損害を被ったことを裁判所に認めさせた場合

< Copyright Act 1987 >

37. (1) Infringements of copyrights and the prohibited acts under sections 36A and 36B shall be actionable at the suit of the owner of the copyright and, in any action for such an infringement or prohibited act, the court may grant the following types of relief:
- (a) an order for injunction;
 - (b) damages;
 - (c) an account of profits;
 - (d) statutory damages of not more than twenty-five thousand ringgit for each work, but not more than five hundred thousand ringgit in the aggregate; or
 - (e) any other order as the court deems fit.
- (7) Where in an action under this section an infringement of copyright or the commission of a prohibited act under section 36A or 36B is established, the court may, in assessing damages for the infringement or commission of the prohibited act, award such additional damages as it may consider appropriate in the circumstances if it is satisfied that it is proper to do so having regard to—
- (a) the flagrancy of the infringement or prohibited act;
 - (b) any benefit shown to have accrued to the defendant by reason of the infringement or prohibited act; and
 - (c) all other relevant matters.

< 1987 年著作権法 >

37. (1) 第 36A 条及び第 36B 条に基づく著作権侵害及び禁止行為は、著作権の所有者によって訴えることができ、且つ当該侵害又は禁止行為を求める訴訟において、裁判所は、次の種類の救済を与えることができる。
- (a) 差し止め命令
 - (b) 損害賠償
 - (c) 利益の返還
 - (d) 各著作物につき 25,000 リンギット以下、総額で 500,000 リンギット以下の制定法上の損害賠償、又は
 - (e) 裁判所が適切と判断するその他命令
- (7) 本条に基づく訴訟において第 36A 条又は第 36B 条に基づく著作権の侵害又は禁止行為の実行が立証された場合、裁判所は、侵害又は禁止行為の実行に対する損害賠償を評価するにあたり、次の事項を考慮した上でそうすることが適切と確信したときには、当該状況において適切と判断する追加損害賠償を裁定することができる。
- (a) 侵害又は禁止行為の凶悪さ
 - (b) 侵害又は禁止行為により被告に発生した利得、及び
 - (c) その他関連するすべての事項

(3) 模倣被害に対する民事措置に関する統計調査について

マレーシアにおいては、模倣被害に対する民事措置に関する統計調査を行っているが、

その結果は公表されていない¹¹。

¹¹ 質問票調査による情報に基づく

平成 29 年 3 月

平成 28 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

模倣被害に対する主要各国による措置及び対策に関する実態調査報告書

本調査研究報告書の著作権は特許庁に帰属します。

作成： 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル 4 階

電話 (03)3591-5315 FAX (03)3591-1510

<http://www.aippi.or.jp/>